

<太陽石油販売株式会社セルフ尾張旭給油所発行プリペイドカード>

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく

払戻し実施のお知らせ

平素は太陽石油販売株式会社セルフ尾張旭給油所をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

永年ご愛顧いただきました当社セルフ尾張旭給油所発行のプリペイドカード利用廃止に伴い、「資金決済に関する法律第 20 条第 1 項」に基づき下記の通り払戻しをいたします。

記

払戻しの対象

太陽石油販売株式会社セルフ尾張旭給油所発行のプリペイドカード

申出期間

平成 29 年 4 月 1 日（土）から平成 29 年 6 月 30 日（金）まで

受付方法

ご住所、お名前、お電話番号を明記したメモを同封の上プリペイドカード現物を下記お問合せ先へ簡易書留郵便で郵送下さい（当日消印有効）。

ご負担頂いた郵送代金を加えた金額を現金書留にてお送り致します。または、当社最寄りの給油所へご持参下さい。店頭にて現金で払戻し致します。

※申出期間内に申出がない場合、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意願います。

お問い合わせ先

太陽石油販売株式会社中部支店

〒510-0087 三重県四日市市西新地14-1 太平洋四日市ビル6階

電話番号059-325-6172

（受付時間 祝日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時）

平成 29 年 4 月 1 日
太陽石油販売株式会社